

共済募集指針

当組合は、共済募集にあたり中小企業等協同組合法、中小企業等協同組合法施行規則、その他法令を遵守するとともに、次の事項に基づき適切な共済募集を行います。

なお、当組合が行う共済募集は、お客様と当組合との他のお取引に影響を与えることはありません。

I 募集する共済商品および共済引受組合

- 共済商品は保険商品ではありません。
- 共済商品は預金等ではなく、当組合が元本（払込共済掛金の合計額）を保証する商品ではありません。
預金保険機構の保護対象外となります。
- 当組合が募集を行う広島県中小企業共済協同組合の共済商品につきましては、当組合HPまたは支店窓口のパンフレットでご確認いただけます。
- 共済商品は、お客様と引受組合である広島県中小企業共済協同組合（以下「共済引受組合」といいます）間における取引となります。
- 当組合は、取扱いを行う共済商品について、お客様が適切に商品をお選びいただけるよう情報を提供いたします。
- 共済商品のお引受や共済金等のお支払いは共済引受組合が行います。なお、共済引受組合が経営破たんした場合は、共済金や返戻金等のお支払いが一定期間凍結したり、金額が減額する場合があります。

II 共済募集に係る制限について

- ① お客様の当組合への事業性資金の融資申込期間中は、お客様および密接関係者の方（お客様が法人の場合はその代表者、お客様が法人の代表者で法人の事業性資金の融資申込をしている場合はその法人）には、当組合の組合員である場合を除き、共済商品のお取扱いをすることができません。
- ② ご契約者または被共済者になる方が、次のいずれかに該当する場合、当組合の組合員である場合を除き、共済商品のお取扱いをすることができません。

- 当組合から事業性資金のご融資（手形割引を含みます）を受けている法人、その代表者、個人事業主の方（以下、総称して【融資先法人等】）といっています
- 常時使用する従業員数が20名以下の【融資先法人等】の従業員の方、役員の方（代表者を除きます）

【上記② 枠内に該当する場合で、当組合の組合員の方】および【常時使用する従業員数が21名以上の融資先法人等の役員、従業員の方（代表者を除きます）】を共済契約者または被共済者とする一部の共済商品については、共済契約者一人あたりの通算共済金額・給付金額を次の金額以下に制限させていただきます。

ア. 生存または死亡にかかる共済金額	……	1,000万円
イ. 診断等給付金（一時金）	……	1共済事故につき100万円
ウ. 診断等給付金（年金）	……	月換算金額 5万円
エ. 入院給付金	……	日額5,000円（ただし、特定の疾病の場合は日額1万円）
オ. 手術給付金	……	1手術につき20万円（ただし、特定の疾病の場合は1手術につき40万円）

III 募集代理所としての販売責任について

当組合では、お客様への共済募集に際し各種法令等の遵守に努めておりますが、万一、中小企業等協同組合法、金融サービスの提供に関する法律等に基づく説明義務違反等によりお客様に損害が生じた場合には、共済代理所としての販売責任を負います。

なお、共済引受組合の経営破たん等の事由によりお客様に損害が生じた場合、当組合はこの損害をてん補いたしませんのでご了承ください。

IV お客様からのお問い合わせ窓口（苦情・相談）

当組合では、ご契約いただいた共済商品の内容や各種手続き方法に関するご照会、お客様からの苦情・ご相談等、契約締結後の業務にも適切に対応いたします。なお当組合では、共済募集時の説明や苦情・相談に係る記録（お客様からご提出いただいた書類を含みます）を共済期間満了時まで保管させていただいております。

また、ご相談の内容によっては、共済引受組合が対応させていただく場合がありますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。

- 共済募集および契約内容に関するお問い合わせは…

備後信用組合 業務部
TEL. (084)922-6556

- 苦情・ご相談に関するお問い合わせは…

備後信用組合 企画部
TEL. (084) 922-6556

※いずれも平日9:00から17:00

令和5年1月1日